

# 明治四年・伊賀農民騒擾裁判關係資料（一）

——明治法制史料断片（二）——

中山光勝

## 目次

### 解題

三重県伺伊賀国阿拜郡荒木村元大庄屋海津八郎兵衛  
外三名兇徒聚衆暴動ノ件

- (一) 明治五年十一月十七日付・司法省指令
- (二) 明治五年十一月二十四日付・司法省指令
- (三) 明治五年六月日欠・三重県処刑伺

- (1) 明治五年六月日欠・三重県処刑伺……  
……以上本号
- (2) 海津八郎兵衛以下七十二名被害調書……  
……以下次号
- (3) 海津八郎兵衛以下四名口書

明治四年・伊賀農民騒擾裁判關係資料（一）（中山）

### 解題

明治四（一八七二）年十一月十一日から四日間、安濃津県下、南伊賀地方の大半を席捲した大規模な農民騒擾が勃発した。この騒擾は、これまでのところ統一的な名称が付けられていないので、ここでは「伊賀農民騒擾」という呼称を撰び用いることとする。<sup>2)</sup>

この騒擾については、すでに早く、明治二十二年に作成されたとおぼしき『明治二十二年三月調・名張郡瀬古口村・青蓮寺村・中知山村・中村・夏見村沿革誌』中の「瀬古口村」の「諸税」の項に、

明治四年十二月伊賀国農民一致シ貢米ハ本高二抛ル  
事修補米ヲ廢ス事大豆納ハ米納ニ復スル事等ヲ竹鎗  
ヲ以藩庁エ訴願ノ途中村吏役宅又ハ民家等ヲ毀損セ

シメタリ同年ヨリ右三件ヲ聴許セリ

とみえ、また、明治二十二年に編纂された『明治廿二年三月卅一日編纂・東田原・新田・中村・下小波田五箇村沿革誌』の「東田原村」の「諸税」の項にも、それよりも若干簡略な記事がみえ、さらに『名張町沿革誌』にも

同年(明治四年——中山註)拾貳月名張郡農民蜂起シ當時ノ庄屋ヲ襲ヒ建物家財等ヲ破毀ス蓋シ修葺米(土木費仮称)免除請願ニ対シ不服ヲ唱へ此暴挙ニ及ブ

とみえる。騷擾後僅か十数年後(『名張町沿革誌』)については、正確な作成年月日は不明であるが、同じ名張郡下の町村沿革誌のこととして前掲『明治二十二年三月調・名張郡瀬古口村・青蓮寺村・中知山村・中村・夏見村沿革誌』や前掲『明治廿二年三月卅一日編纂・東田原・新田・中村・下小波田五箇村沿革誌』等と同じ頃調査作成されたものと思われる)の記述であるところから、直接の見聞者によって記されたものであろう。その後現在までに、服部英雄編『三重県史』下編(大正七年)、中林正三『名賀郡史』(大正九年)、木村靖一『日本農民騷動史』(大正十四年)、藤原尋常高等小学校編『郷土教育資料(昭和三年御大典記念)』(昭和三年)、木村靖一『日

本農民争闘史』(昭和五年)、木村靖一『農民騷動史』(昭和七年)、鈴木善作編『地方発達史と其人物』(昭和十年)、中野銀郎『新編伊賀地誌』(昭和十四年)、法政大学経済学部学術研究部農業問題研究会編『三重県農民運動史調査報告書』(昭和三十年)、青木恵一郎『日本農民運動史』第二卷(昭和三十三年)、杉本嘉八『三重県の歴史』(昭和三十四年)、中貞夫『名張の歴史』上卷(昭和三十五年)、大島清・大山峻峰『三重県農民運動史』(昭和三十六年)、中貞夫『名張の歴史』下卷(昭和三十六年)、上野市史編纂委員会編『上野市史』(昭和三十六年)、三重県編『三重県史』(昭和三十九年)、三重県警察本部警務部警務課編『三重県警察史』第三卷(昭和四十一年)、青木虹一『明治農民騷擾年表』(昭和四十二年)、杉本嘉八『三重県史』(昭和四十四年)、中貞夫『名張市史』(昭和四十九年)、西垣晴次・松島博『三重県の歴史』県史シリーズ・24(昭和四十九年)、青山町史編纂委員会編『青山町史』(昭和五十四年)、大山田村史編纂委員会編『大山田村史』下卷(昭和五十七年)、滝本潤造『上野市経済の素描』(昭和五十七年)、角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典・24・三重県』(昭和五十八年)、などにその概況が紹介され、

また、土居喬雄・小野道雄編『明治初年農民騷擾録』(昭和六年)<sup>20)</sup>、久保文雄「明治四年の伊賀大騷動の一資料」(昭和二十三年)<sup>21)</sup>、島ヶ原村史編纂委員会編『島ヶ原村史』(昭和五十八年)<sup>22)</sup>、茂木陽一「伊賀国暴動一件(1)―(7)―」(平成元―二年)<sup>23)</sup>、三重県編『三重県史』資料編・近代4・社会・文化(平成三年)<sup>24)</sup>などには、関係資料が覆刻、収録されている。

伊賀農民騷擾の概要は、これらの文献によって、一応のことは明らかにしている。しかし、この騷擾に対してどのような司法的処理がなされたかという点については、検挙、拘禁された者は、二十八名であるが、それらの者も木戸孝允あるいは岩倉貞視の斡旋により全員が無罪放免となったというようなきわめて不明確な伝承がのこっているにすぎない。<sup>25)</sup>

ところが、私は数年前、この騷擾の裁判関連資料が、法務省法務図書館に存在することを知った。その文書は、「三重県伺伊賀国阿拝郡荒木村元大庄屋海津八郎兵衛外三名兇徒聚衆暴動ノ件」と題するもので、その内容は、明治五年六月(日欠)、三重県が司法省に提出した「伊賀国動揺処刑伺」とこれに対する同年十一月十七日および同十一月二十四日付の司法省指令であり、さらに、そ

の文書には、「伊賀国動揺ニ付毀損家数調」および海津八郎兵衛以下四名の騷擾関係者が三重県の前身の一である安濃津県に提出した「口書」すなわち自白調書が添附されている。これらの文書によると、この騷擾で処罰された者が四名あり、これまでの全員無罪とする伝承が誤りであったことが判明するなど、従来の文献では未だ闕明ならざる部分を説明することができる。

そこで以下に各資料に簡単な解題を附してこの貴重な資料の全文を翻刻、紹介することとする。

なお、この農民騷擾に関する裁判の経過の詳細等については、近く発表予定の別稿にゆずることとする。

法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治五年・二十九・賊盜・第五百六号・三重県伺伊賀国阿拝郡荒木村元大庄屋海津八郎兵衛外三名兇徒聚衆暴動ノ件

(一) 明治五年十一月十七日・司法省指令

この指令は、発令年月日を欠くが、文書の冒頭に「壬申十一月十七日付」と記されているところから、これが指令の日であったと思われる。この指令は、「伺之通」

と記されているのみであるが、これは後述の明治五年六月(日欠)に三重県から司法省に提出された「伊賀国勅揺処刑伺」の本文に対するものではなく、伺の文脈からみて、それに附された追而書(尚尚書)に対して出されたものであろう。なお、この指令には、**横山**、**上山**、**不明**、**縣**、**大草**、**松本**、**江藤**、**丹羽**、**不明**の捺印がみられるが、これは、指令の起案に關与した司法省官員のそれであらう。すなわち横山は、権中録横山尚、上山は、中録上山惟清、縣は、少判事縣信緝、大草は、権中判事大草孝暢、松本は、権大判事松本暢、丹羽は少録丹羽敦のことであらう。なお、江藤については、前掲『明治五年二月・袖珍官員録』の司法省の項にはみえないが、明治五年四月二十五日に司法卿に就任した江藤新平のことであらう。

(二) 明治五年十一月二十四日・司法省司令

この指令も発令年月日を欠くが、文書の冒頭に「壬申十一月二十四日付」と記されているから、これが指令の日であったと思われる。司法省指令は、源助および北村清右衛門の量刑について当時頒布されていた新律綱領の

条項によらずに、これが改正案として準備されつつあった新律条例に準拠したものである。すなわち新律条例第三百六十二条(賊盜律・兇徒聚衆附例)の「凡兇徒聚衆ノ從ニシテ情輕キ者ハ本罪ニ一等ヲ減シ。徒三年」によつたものであろう。ここに「本罪」とは新律綱領・賊盜律・兇徒聚衆条の「凡兇徒……造意ハ。斬。從ハ。流三等」なる規定のことである。

富永彦助および海津八郎兵衛の量刑については兇徒聚衆罪によらず、新律綱領・雜犯律・不応為条の「凡律令ニ正条ナシト難モ。情理ニ於テ。為スヲ得応カラサルノ事ヲ為ス……事理重キ者ハ。杖七十」を適用し、さらに富永については、新律条例第二条(名例律・五刑附例)の中の「凡犯罪答杖ニ該ル者ハ一體ニ打決ヲ廢シ答杖一每トニ日數十折シ……懲役ニ換フ……杖……七十懲役七十日」を適用したか、それとも、「杖七十」を選択したうえで、明治五年四月(日欠)・太政官第百十三号布告をもって頒布された懲役法を適用したかのいずれかであり、また、海津については、「杖七十」を選択したうえで、「情憫諒ス可」きものがあると認定し、新律綱領・贖罪取贖例凶により、「杖七十」の贖罪金「五兩一分」としたものであろう。司法省指令は、量刑の点

では、源助と北森清右衛門については、三重県の処刑伺と同じであるが、富永彦助と海津八郎兵衛についてはそれよりも格段と軽くなっている。なお、この文書には、

**横山**、**青木**、**清岡**、**公張**、**縣**、**丹羽**、**不明**、**不明**の

各捺印がみられるが、これは、指令の起案に関与した司法省官員のそれであろう。すなわち、横山は、権中録横山尚、青木は、中判事青木信寅、縣は、少判事縣信緝、丹羽は、少録丹羽敦のことであろう。

### (三) 明治五年六月(日欠)・三重県処刑伺

三重県より司法省に提出された処刑伺である。海津以下四名の量刑については「賊盜律兇徒聚衆条ヲ以テ的決シ難ク右条ニ準シ……所置可仕哉」とあるところから、新律綱領・賊盜律・兇徒聚衆条を類推適用し、その法定刑より一等を減輕したものであろう。なお、この伺は、追而書(尚尚書)にて、右四名以外の微罪者の処分についても四名に準じて処分したき旨を述べている。

また、この処刑伺には、海津以下七十二名の家屋等の被害調査ともいべき「伊賀国動揺ニ付毀損家数調」な

る文書および明治四年十二月(日欠)、海津以下四名の被告人が裁判のおこなわれた安濃津県(三重県の前身)においておこなった自白の調書たる各人の「口書」が添附されている。

- (1) 例えば、服部英雄編『三重県史』下編(大正七年)では「伊賀の暴動事件」(二七八頁)、中林正三「名賀郡史」(大正九年)では「伊賀騒動」(五八二頁)、鈴木善作編『地方発達史と其人物』(昭和十年)では「伊賀事件」(三三二頁)、中野銀郎「新編伊賀地誌」(昭和十四年)では「名張百姓一揆」(五〇二頁)、中貞夫「名張の歴史」下巻(昭和三十六年)では「伊賀農民騒擾」(一一六頁)、三重県警察本部警務部警務課編『三重県警察史』等三卷(昭和四十一年)では「伊賀四郡一揆」(六七八頁)、中貞夫「名張市史」(昭和四十九年)では「伊賀農民騒擾」(六三三頁)、大山田村史編纂委員会編『大山田村史』下巻(昭和五十七年)では「明治四年の伊賀農民一揆」(七頁)、三重県編『三重県史』資料編・近代4・社会・文化(平成三年)では「伊賀騒擾」(四〇八頁)などと呼ばれている。
- (2) 名張市立図書館蔵「明治二十二年三月調・名張郡瀬古口村・青蓮寺村・中知山村・中村・夏見村沿革史」(写本)。

明治四年・伊賀農民騷擾裁判関係資料(一)(中山)

- (3) 名張市立図書館蔵『明治廿二年三月卅一日編纂・東田原・新田・中村・下小波田五箇村沿革誌』(写本)。
- (4) 名張市立図書館蔵『名張町沿革誌』(写本)。
- (5) 前掲『三重県史』下編・二七八―二七九頁。
- (6) 前掲『名賀郡史』五八二―五八五頁。
- (7) 木村靖二『日本農民騷擾史』(大正十四年)二六六―二六九頁。
- (8) 名張市立図書館蔵・藤原尋常高等小学校編『郷土教育資料(昭和三年御大典記念)』(写本)中の「租税に関すること」の項。本書は奥付などを欠くため、正確な発行年月日は不明であるが、「昭和三年御大典記念」と記されているところから発行年を昭和三年と仮定する。
- (9) 木村靖二『日本農民争闘史』(昭和五年)三二七―三二九頁。
- (10) 木村靖二『農民騷擾史』(昭和七年)二六六―二六九頁。
- (11) 前掲『地方発達史と其人物』二三二頁。
- (12) 前掲『新編伊賀地誌』五〇―一五〇三頁。
- (13) 法政大学経済学部学術研究部農業問題研究会編『三重県農民運動史調査報告書』(昭和三十年)一―四頁。
- (14) 青木恵一郎『日本農民運動史』第一巻(昭和三十三年)七〇―七二頁。
- (15) 杉本嘉八『三重県の歴史』宮本又次・他『郷土の歴史』近畿編(昭和三十四年)一一二八頁。
- (16) 中貞夫『名張の歴史』上巻(昭和三十五年)四二―四二六頁。
- (17) 大島清・大山峻峰『三重県農民運動史』農民運動研究会編『日本農民運動史』(昭和三十六年)六二頁。
- (18) 前掲『名張の歴史』下巻・一一六―一二三頁。
- (19) 上野市史編纂委員会編『上野市史』(昭和三十六年)五九頁。
- (20) 三重県編『三重県史』(昭和三十九年)二九九頁。
- (21) 前掲『三重県警察史』第三巻・六七八―六八〇頁。
- (22) 青木虹二『明治農民騷擾年表』『明治農民騷擾の年次の研究』(昭和四十二年)三四頁。
- (23) 杉本嘉八『三重県史』村井康彦・他『郷土史大系』7・滋賀・三重・和歌山・京都編(昭和四十四年)一一二八頁。
- (24) 前掲『名張市史』六二―六三二頁。
- (25) 西垣晴次・松島博『三重県の歴史』県史シリーズ・24(昭和四十九年)二二二頁。
- (26) 青山町史編纂委員会編『青山町史』(昭和五十四年)五〇―一五一頁。本書は、地元の町史のこととして、後掲『明治四辛未年伊賀大騷擾記』は勿論のこと新たに『明治四辛未十二月伊賀国暴動件』式巻なる新資料の存在をも挙示し、後者の中から「山地光之助口書」の記述を引用するなどかなり克明にこの騷擾の概況を画き出している。なお、ここに引用されている「山地光之助口書」は、後述の法務図書館所蔵資料の中にはみあたらないところ

から、この山地光之助は、一旦檢挙され、安濃津県廳訟課の取調で「口書」をとられたが、その後、無罪放免となったものと思われる。ちなみに、本書は、「明治四辛未十二月伊賀国暴動件」式巻について、これは「元県庁文書で、事件落着後関係者が取調べを受けたさいの供述書である。(二冊のうち一冊が失われている)」と述べている(五〇二―五〇三頁)。

(27) 前掲『大山田村史』下巻・七―一二頁。

(28) 滝本潤造『上野市経済の素描』(昭和五十七年)一六頁、二九頁。

(29) 角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典・24・三重県』八一〇頁、一〇八五頁。

(30) 土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騷擾録』(昭和六年)二七二頁。本書に収録されている「明治四年十一月名張郡中村世古村外各村及伊賀山田阿拜三郡各村騷擾」の原典は、内閣文庫(現国立公文書館)の所蔵にかかると「三重県史料」中の「三重県史」である。この「三重県史料」を含む「府県史料」は、明治七年、政府の命によって各府県が編纂した府県史を集成したもので、全二一〇〇冊余におよぶ膨大な文書であり(福井保『府県史料』の解題と内容細目)「北の丸」第二号・昭和四十九年・六九頁、七九頁)、現在、国立公文書館に保存されている。三重県には、その副本か、または編纂資料が残存していたものと思われる。

明治四年・伊賀農民騷擾裁判関係資料(一)(中山)

(31) 久保文雄「明治四年の伊賀大騷動の一資料」伊賀郷土史研究会「会員だよ里」初号(昭和二十三年)二―三頁。

ここに覆刻、紹介された<sup>1)</sup>「明治四辛未年伊賀大騷動記」について、前掲『名張の歴史』下巻は「『大騷動記』は、筆者不明だが(上神戸・永浜家から出たものとも思われる)騷擾を目のあたり実見した誰かがその生々しい印象を書き留めたもので、文書も巧み、動きを具体的に記録しているので極めて興味深く、かつ貴重な史料である」と述べている(一一七頁)。なお、この資料は、その後、前掲『名張市史』六二四―六二六頁および前掲『青山町史』五〇四―五〇六頁にも覆刻されている。

(32) 島ヶ原村史編纂委員会編『島ヶ原村史』(昭和五十八年)一〇〇七頁。本書の「史料編」には、「伊賀農民騷動始末書」なる新資料が収録されている。

(33) 茂木陽一「伊賀国暴動一件(1)―(7)」三重短期大学法経学会『月報 三重法経セミナー』第二二〇・二二二号合併号(平成元年)九―一二頁、第二二三号(平成元年)九―一二頁、第二二四号(平成元年)七―一〇頁、第二二六・二二七号合併号(平成元年)八―一二頁、第二二八号(平成元年)七―一〇頁、第一三三二・一三三三号合併号(平成二年)五―一〇頁。なお、本稿は、平成七年八月末日現在未完である。

(34) 前掲『三重県史』資料編・近代4・社会・文化(平成

三年)四〇八一—四一五頁。

(35) 例えば、前掲『名賀郡史』五八頁、前掲『新編伊賀地誌』五〇三頁、前掲『名張の歴史』下巻・一二—一二二頁、前掲『三重県警察史』第三卷・六八〇頁、前掲『大山田村史』下巻・二二頁、前掲『青山町史』五一—頁など参照。しかし、他方では、前掲『大山田村史』下巻に引用されている旧湯舟村の大庄屋服部基藏家の記録のごとく「重き者式拾八人入牢禁獄被仰付候」とするものもある(一〇頁)。

(36) 法務図書館蔵「諸県口書」明治五年・二十九・賊盜・第五〇六号。ところで、この資料の存在に最初に気づかれ、注目されたのは、今は亡き恩師手塚豊先生であった。先生は、法務図書館よりこの資料のコピーを入手後、いつものことながら周到な計画をたてられ、本騷擾に関する研究成果を御発表になられるはずであった。しかし、不幸にして先生は、本資料の数葉を解読されたメモをのこされたのみで、御病氣のため、平成二年四月十四日午後六時二十四分逝去されてしまわれ、精緻な先生の御論稿に接することは永遠に叶わぬこととなってしまった。生前、先生は、つねづね私共門下生に「自分に万一のことがあれば、収集資料の中より、各自利用可能なものがあれば、それを使用し、論文なり資料紹介なり適当なかたちで公表して欲しい」と申されていた。そこで、先生亡き後、御遺族より収集資料の処分、使用を一任された

私は、同門の方々の御了解をえて、これらの中、重要と思われるものを一括しておあずかりし、先生の御遺命に副うべく、これが選別にあつた、その過程で知つたのが、この資料を含む本騷擾に関する資料綴である。これを披見し、先生の御遺志を引き継ぐべく浅学菲才をかえりみず草したもの为本稿である。文字どおりの拙き小稿ではあるが、永年にわたる先生の学恩に対し心からなる感謝の念をこめて、本稿を先生の御尊靈にささげるものである。なお、本稿を草するについては、名張市の郷土史家辻敬治氏より種々御教示を賜わり、法務図書館、名張市立図書館郷土資料室等には貴重資料の閲覧につき種々御厚配にあずかった。ここに併せてその学恩に対し深甚なる感謝の意を表する。

(37) 『明治五年二月・袖珍官員録』一二五葉・表、一二八葉・表、一二五葉・裏。なお、丹羽については、この官員録の司法省の項にはみえないが、明治五年八月二十八日に司法少丞に任命された丹羽賢である可能性もある(『百官履歴』二・日本史籍協会叢書・176・昭和四十八年覆刻・一一五頁)。

(38) 『百官履歴』一・日本史籍協会叢書・176(昭和四十八年覆刻)九〇頁。

(39) 新律条例には、第一次草案(明治五年八月奏進)、再校草案(同年十月十三日進呈)、改正浄書案(同年十一月二十八日再進呈)、最終案(同六年三月九日以降)の



四種類があつたとされる(藤田弘道「公文録」所載『新律条例』考)手塚豊編著『近代日本史の新研究』I・昭和五十六年・一六八頁)が、ここで利用されたものが、そのいづれであるかは判然としない。そこで、本稿では、藤田・前掲論稿・一二七―一六二頁に掲載されている再校草案によつた。

(40) 前掲『明治五年二月・袖珍官員録』一二五葉・表、一二七葉・裏、一二八葉・表、一二五葉・裏。なお、清岡公張については、この官員録にみえないが、明治五年八月五日に司法權中判事に任命された清岡公張のことであろう(前掲『百官履歴』一・三三九頁)。

前註

(1) 漢字は、人名等の固有名詞をのぞいて現代一般に使用されているものに改め、合字変体仮名等についても普通のものに改めた。

(2) ( ) の中は、すべて中山の註記である。

三重県伺伊賀国阿拝郡荒木村元大庄屋海津八郎兵衛  
外三名兇徒聚衆暴動ノ件

(一) (明治五年十一月十七日付・司法省指令)

明治四年・伊賀農民騒擾裁判關係資料(一)(中山)

伺之通

横山 上山 不明

縣 大草 松本 江藤 丹羽 不明

(二) (明治五年十一月廿四日付・司法省指令)

新条例

横山

凡兇徒聚衆ノ從ニシテ情輕キ者ハ又一等ヲ減スト云  
フヲ以テ擬シ

闖村聚會ノ事ヲ宮ノ拜殿ニ書付ヲ張り及ヒ中村ト  
通シ急所普請ト号シ野外ニ火ヲ焚ク等動搖ヲ好ム  
所業終ニ暴動ノ緒ヲナス者

徒三年

源助

不筋ノ願意ヲ違セント血誓シ強願スルニ小民共ニ  
竹棒位ハ差テ不相咎云々既ニ鼓動ノ形情アリ沸騰  
ノ節勝手ニ可致ト申聞カセ人ノ家宅破壊ヲ指揮ス  
ル者

徒三年

北森清右衛門

雜犯律

不筋ノ願意ヲ違セント血誓スル終ニ暴動ノ端ヲナ

ス不応為ノ重ニ問シ

懲役七十日

富永 彦助

從

元庄屋

富永 彦助  
壬申三十歳

小民ニ悦ハレント村々庄屋ヲ誘ヒ数件ノ歎訴ニ及ヒ租税ハ旧實ニ依ルヘキノ朝命ヲ聞クノ後モ猶再三拝借米ヲ歎願スル等不応為ノ重ニ問シ情憫諒ス可ヲ以テ贖ヲ聽ス

贖罪金五両一分

海津八郎兵衛

從

伊賀国名張郡中村

北森清右衛門

壬申四十四歳

青木

清岡 公張

縣

丹羽

不明

不明

徒三年

(三)(明治五年六月日欠・三重県処刑伺)

伊賀国動搖処刑伺

徒三年

從

伊賀国名張郡瀬古口村

農 源 助

壬申三十一歳

伊賀国阿拜郡荒木村

元大庄屋

造意

海津八郎兵衛

壬申五十四歳

流三等

伊賀国名張郡瀬古口村

昨未年中新旧御廢置之際ニ乘シ不輕件々八郎兵衛造意名張郡村々庄屋共誘導出願為サシメ候得共素ヨリ衆ヲ聚メ官長ヲ挾制シ村市ヲ毀壞スルノ意ハ無之処出願央ニ至リ同郡庄屋共之内小川弥蔵岸本平次郎右歎願ニ付異議有之然ルヲ同郡瀬古口村庄屋富永彦助同郡中村庄屋見習北森清右衛門ヨリ一郡挙而歎願仕候ヲ兩人異議有之タメ摸

通り不宜甚当惑之旨両村小前之者共<sup>江</sup>相通候ニ付弥蔵平次郎ヲ怨ム事甚敷源助専ラ主卜成隣村中村等<sup>江</sup>通合度々参会致候ヨリ両村大ニ人氣立随テ隣村ニ波昨未十一月十一日夜彌蔵家宅ヲ毀壞ニ及候テヨリ弥人氣相立統而平次郎家宅毀壞遂ニ伊賀全国之動揺ニ立至別帳之通家屋毀損致候事七十余家右之情実ニテ強チ八郎兵衛以下賊盜律兇徒聚衆条ヲ以テ的決シ難ク右条ニ準シ各頭書之通所置可仕哉

口書相添此段奉伺候以上

壬申六月

三重県七等出仕鳥山重信

三重県権参事 丁野遠影

三重県権令 丹羽 賢

司 法 省

御 中

尚以本文八郎兵衛以下三人之者之外動揺ニ關係全ク無罪ト難申者不少候本文四人之者ニ照準夫々差等所置可仕哉此段モ奉伺候。